

介護サービス事業者経営情報の 報告について

令和 7 年 7 月

茨城県長寿福祉課介護保険指導・監査G

介護サービス事業者経営情報の報告とは①

〈介護保険法〉【令和6年4月1日改正により追加】

第115条の44の2 第2項

介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、
介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する
都道府県知事に報告しなければならない。

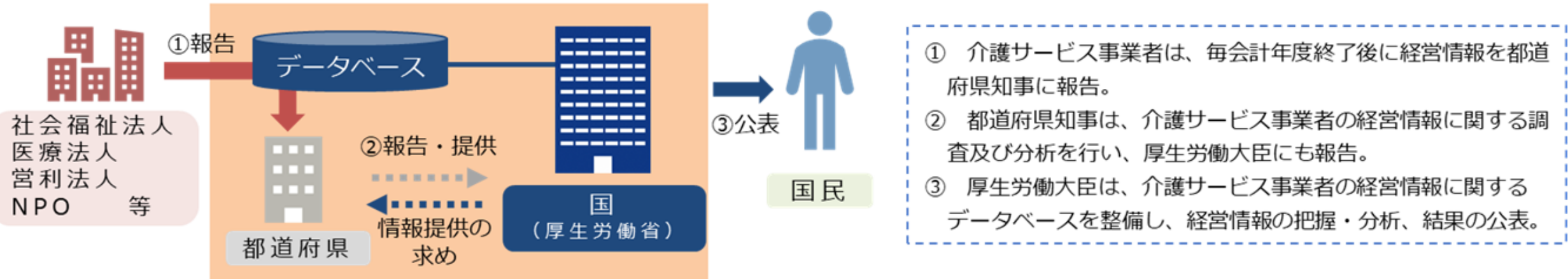


**介護サービス事業者に対し、
「介護サービス事業者経営情報」の報告を義務付け**

※本制度は、介護サービス情報公表制度の報告項目における「財務諸表」の追加とは異なります。

介護サービス事業者経営情報の報告とは②

<データベースの運用イメージ>



**属性等に応じてグルーピングした分析結果が公表される
(事業所ごとの個別の報告内容は公表されない)**

報告について①

■ 報告の対象事業所

原則として全ての介護サービス事業者

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外

- ・当該会計年度に提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である者
- ・災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

■ 報告の内容

- ・介護事業所・施設における収益及び費用
- ・職員の職種別の人員数
- ・職種別の給与 など

報告について②

■ 報告の方法

「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」による報告

※システムへのログインにあたり「GビズID」のアカウントが必要です。
GビズIDを未取得の場合は、速やかにIDの取得手続きを進めてください。

■ 報告の期限

介護サービス事業者の毎会計年度終了後3月以内

※介護サービス事業者経営情報データベースシステムの改修のため、事業者が実施する2回目分以降の報告（令和7年3月以降に終了する会計年度に係る報告）について、一時的に報告の受付が停止されています。
改修には最大で数か月程度時間を要する見込みであり、報告再開時期について、現時点では未定です。

※経営情報の報告は毎会計年度終了後3月以内に行わなければならないとされていますが、今回の一時的な受付停止により報告ができなかった場合にはこの限りではありませんので、システム再開までお待ちください。

茨城県ホームページ

報告にあたっては、茨城県ホームページで詳細をご確認ください

- ・ 制度の詳細
- ・ システムログインページへのアクセス方法
- ・ システムの操作マニュアル
- ・ Q&A集
- ・ 制度に関する最新のお知らせ など…

■ 介護サービス事業者経営情報の報告（茨城県ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/keieijoho/houkoku.html>